消火器の廃棄について (リサイクルシステム)

※2010年1月1日から消火器のリサイクルシステムが始まっており、消火器を廃棄する場合は、**特定窓口**に持参しなければなりません。

現在、隠岐島管内の特定窓口は、坂設備(西ノ島町)と三好石油(海士町)だけです。 なお、引き取りも特定窓口に持参したものに限るということで、隠岐の島町から輸送したものは引き取らないということです。(消防署は引き取りをしません。)

隠岐の島町と知夫村にお住まいの方は、エコリサイクルセンターに連絡する、若しくは、購入先の店舗にご相談ください。

消火器処分の仕方

- 1「特定窓口」に消火器を持ち込む。(リサイクル料金が必要です。)
- →近くの「特定窓口」を「検索」
- 2「エコリサイクルセンター」に連絡し、ゆうパックによる消火器の回収を依頼する。 (リサイクル料+運搬費が必要です。)
- →「エコリサイクルセンター連絡先」
- 3 販売店で消火器を買い替えの際に処分を依頼する。(販売店によっては行わない場合もありますので、事前にご確認ください。)

消火器廃棄のQ&A 廃棄前のご確認 消火器の耐用年数って どれぐらいですか? 交換推奨年数を消火器ラベルに明記しております。 消火器は、中身を出さないと 回収してくれないの? いいえ。そのままの状態で同収できます。 (劣化または腐食している消火器は衝撃を与え ると破裂の恐れもありますので、取り扱い窓口 にご相談ください。) エアゾールタイプの製品は 回収してもらえますか? エアゾールタイプの簡易式消火具は、廃棄物処 理法上の広域認定の対象品目に該当しないため、 本リサイクルシステムではお取扱いできません。 難しくは自治体にお問い合わせください (自治体によって回収方法が異なります。) ● 古い消火器の回収について 費用はどれぐらいかかるの? 費用は距離や諸条件によって異なりますので、 詳しくは取り扱い窓口にお問い合わせください。 リサイクルシールがないと 回収してもらえない? リサイクルシステム取り扱い窓口等でシールを 購入し、貼り付ければ問題ありません。

※消火器を引き取りに伺う場合や取り扱い窓口(特定窓口) へ持ち込まれる場合は、別途費用がかかります。 詳しくは取り扱い窓口にお問い合わせください。



